

静岡県告示第573号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年6月22日

静岡県知事 川勝平太

1 解除に係る保安林の所在場所

周智郡森町森字奥山2187の9（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

水道事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、中遠農林事務所及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）